

令和 5 年度
札幌市保育人材確保に向けた
一時金給付事業

申請の案内

札幌市子ども未来局 支援制度担当部
保育推進課

目 次

1 制度概要	1
2 申請手続	2
3 交付決定の取り消し等	4
4 F A Q	5
5 各種様式.....	9

「札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業」は、

対象となる保育士ご本人から申請していただきます！

<施設様へのおねがい>

対象となる保育士ご本人から申請いただくこととなりますが、申請に必要な書類の一部は、施設に作成していただく必要があります。何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

1 制度概要

(1)趣旨

市内の認可保育所等に保育士等として勤務する方に、『札幌市保育人材確保に向けた一時金』を給付することにより、保育士資格の新規取得者の確保、就業継続及び採用後一定期間における離職防止を図り、市内の認可保育所等に勤務する保育人材を確保することを目的とします。

(2)一時金交付対象者

次のア～エの要件すべてに該当する保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する方を対象とします。

- ア 札幌市内に所在する「認可保育所」、「認定こども園」、「地域型保育事業所」、「札幌市一時預かり事業を実施している幼稚園」のいずれかにおいて直接雇用されていること（派遣などは除く）。
- イ 雇用契約上、**労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上**と定められていること。
- ウ アで定めた施設において、**申請日時点で保育士等として勤務していること。**
- エ **令和5年4月1日時点の同一保育所等における勤続年数**が、保育士等としての正規採用日から起算して、次のとおり定める要件のいずれかを満たしていること（事業所内における系列施設などにおける人事異動等は、同一の保育所等とする）。
 - ① 3年給付金：(R5.4.1時点で)勤続3年以上4年未満
 - ② 6年給付金：(R5.4.1時点で)勤続6年以上7年未満
 - ③ 9年給付金：(R5.4.1時点で)勤続9年以上10年未満

注意事項

※1 上記要件を満たしていなかった期間がある場合、**正規採用日から起算した期間から差し引いてご報告ください。**

※2 ※1 について、育児休業からの復職後の勤務が、『育児短時間勤務』や『部分休業』となったことが理由の場合に限り、育児休業取得前と雇用形態が変更になっていなければ対象とします。よって、育児短時間勤務や部分休業の期間は、上記要件を満たしていなくても、差し引くことなくご報告いただいてもかまいません。

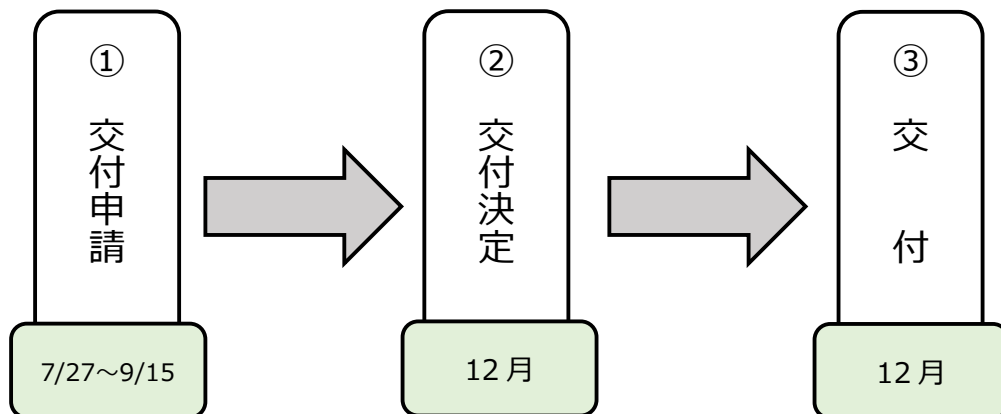
(3) 給付金額

各給付金 一律 100,000 円

なお、交付対象者本人が指定した口座へ直接支給します。

2 申請手続

(1) **申請の流れ** ※ 提出書類の審査内容等により、追加の書類提出をご依頼する場合があります。



① 交付申請

対象保育士本人が、必要書類を下記提出先に郵送で提出します。

ア 提出書類 ※ 1～4すべてを揃えて提出します

	提出書類の名前	札幌市で 様式を定めているもの
1	申請書・雇用証明書（様式1）	○
2	口座振替申出書（様式2）	○
3	通帳の写し又はキャッシュカードの写しなど ※ 銀行名・支店名・預金種別・口座番号 口座名義（漢字）・口座名義（カナ） <u>上記すべてが分かるものが必要です</u>	×
4	交付対象者の保育士証または幼稚園教諭免許状の写し	×

イ 提出時期 ※ 締切日より遅れた場合、支給することはできません。

令和5年7月27日（木）～令和5年9月15日（金）【必着】

ウ 提出先 ※ 必ず郵送により提出してください

札幌市子ども・子育て支援事務センター（受託者：パーソルテンプスタッフ株式会社）
〒060-0007 札幌市中央区北7条西13丁目9-1 塚本ビル7号館7階

② 交付決定

交付の可否について、次のいずれかの通知書を対象保育士本人あてに送付します。

- **交付することを決定したとき**
札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業交付決定通知書
- **交付しないことを決定したとき**
札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業不交付決定通知書

【 **通知時期** 】 令和5年12月

③ 支給

交付決定後、対象保育士本人の指定口座に一時金を振り込みます。

【 **交付時期** 】 令和5年12月末頃

3 交付決定の取消し等

(1)取消し

申請者が、次の項目に該当するときは、一時金の交付決定を取消します。

ア 交付条件に違反したとき

イ 偽りその他不正の手段により一時金の交付決定を受けたとき

ウ 法令またはこれに基づく処分に違反したとき

エ その他市長が交付することを不相当と認めたとき

※交付金額の確定後においても適用します。

(2)返還

交付決定を取り消した場合において、すでに一時金が交付されているときは、期限を定めて札幌市から返還を命じます。

4 札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業 FAQ

Q 1 どのような場合に交付対象保育士等にならないのか。

支給の対象にならない方の具体例を下記に示します。

- ・認可外の保育施設に採用された保育士等
- ・派遣により勤務する保育士等
- ・施設長（園長）などの管理職業務や、補助（無資格）的業務に従事し、保育業務に専従していない職員

Q 2 「保育士・保育教諭等（保育士等）」とあるが、幼稚園教諭免許のみ取得者も対象となるか。

札幌市一時預かり事業を実施いただいている幼稚園等においては、「幼稚園教諭免許のみを有している幼稚園教諭」も支給の対象になります。

Q 3 正規職員だけ対象になるのか。

雇用形態は問わず、非正規職員も対象となります。

Q 4 途中で退職した人も支給されるのか。

翌年度以降も継続して勤務いただくことを前提に支給するので、途中で退職した方には支給しません。申請書をご提出いただく時点で在籍している保育士等が対象となります。

Q 5 札幌市の一時預かり事業を行っているため補助対象施設となるが、一方で、補助対象者は、当園の保育士、保育教諭、幼稚園教諭の全員か。それとも、一時預かり事業に従事した有資格者のみか。

全員が支給の対象となります。

Q 6 給付要件の勤続年数の考え方は、同一施設での通算勤続年数か？勤めた施設は複数あるが、保育士職としての通算勤続年数か？また、産休や育休の期間については対象期間と見ないのか？

保育士職としての通算勤続年数ではなく、同一施設での通算勤続年数となります。また、産休や育休の期間について、通算勤続年数に含めます。また、同一法人内で施設を移った場合も、Q8 のとおり、同一施設として見ていただくようお願いいたします。

Q7 「要件を満たしていない期間を差し引いて報告」とあるが、勤続年数の間において、「育児休業から復職後、育児短時間勤務や部分休業」となった場合、「育児短時間勤務や部分休業」の期間が給付要件を満たしていなければ、差し引いて報告するのか。

育児休業からの復職後の勤務が、『育児短時間勤務』や『部分休業』となったことが理由の場合、労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上ではなくても、育児休業取得前と雇用形態が変更になっていなければ対象とします。

Q8 勤務していた保育所等から、同じ法人の系列における保育所等に転籍した保育士等は対象となるか。また法人は異なるが、理事長など経営者が同一の法人だった場合はどうか。

どちらも対象となります。同じ法人内における人事異動等による転籍の場合、また法人は異なるが、理事長など経営者が同一であった場合も同一施設として見ていただくようお願いいたします。

下記に一時金の給付対象となる例を示します。

・補助の対象となる例（いずれも3年目として対象となります）

採用日		
状況	同じ法人内における人事異動	
勤務した期間	2年	1年
勤務地	A保育所で勤務	B保育所へ転籍・勤務

採用日		
状況	同じ法人ではないが、理事長が同一	
勤務した期間	2年	1年
勤務地	A保育所で勤務	B保育所へ転籍・勤務

Q 9 同じ法人の系列における保育所等への転籍だが、転籍前の勤務地は「札幌市外」の施設、転籍後の勤務地は「札幌市内」の施設である場合はどのように考えるか。

札幌市内の施設において勤務した期間のみが対象となり、札幌市外の施設において勤務した期間は差し引いてご報告ください。

・補助の対象とならない例

※下記の場合、勤務した期間は3年間となりますが、「【札幌市外】A保育所」において勤務した期間（2年）は差し引いて報告となり、**3年目支給の対象とはなりません。**

採用日		
状況	同じ法人内における人事異動	
勤務した期間	2年	1年
勤務地	【札幌市外】 A保育所で勤務	【札幌市内】 B保育所へ転籍・勤務

・補助の対象となる例

※下記の場合、勤務した期間は5年間となりますが、「【札幌市外】B保育所」において勤務した期間（2年）は差し引いて報告となり、**3年目支給の対象となります。**

採用日			
状況	同じ法人内における人事異動		
勤務した期間	2年	2年	1年
勤務地	【札幌市内】 A保育所で勤務	【札幌市外】 B保育所へ転籍・勤務	【札幌市内】 C保育所へ転籍・勤務

Q 1 0 一時金が交付される時期は対象となる年度当初か？また、例えば、3年以上という条件は満たしたが、その年度における4月2日に突如辞めてしまった保育士等は対象とするのか？対象とする場合、一時金は本人へどのように手渡すのか？

交付される時期は年度当初ではなく、札幌市より別途お知らせする時期となります。また、年度途中の退職者につきましては、Q 4 のとおり、支給の対象とならず、申請書をご提出いただく時点で在籍している保育士等が対象となります。

Q 1 1 勤続年数の間、給付要件を満たしていない期間があった場合は、勤続年数をどのように計算するのか。

要件を満たしていない期間を差し引いてご報告ください。その結果、3・6・9年目に至っていない場合は、対象外となります。一旦退職し、同じ職場に復職した場合なども同様です。

Q 1 2 対象支給される 10 万円について、税負担は発生するのか。

札幌市から支給される一時所得となり、支給対象者の 1 年間における一時所得が、今回の 10 万円のみであれば税負担は発生せず、申告は不要です。しかし、今回の 10 万円を含め、1 年間における一時所得が 50 万円を超える場合は、確定申告が必要となります。

なお、一時所得には、次のようなものが挙げられます。

- (1) 懸賞や福引きの賞金品（業務に関して受けるものを除きます。）
- (2) 競馬や競輪の払戻金
- (3) 生命保険の一時金(業務に関して受けるものを除きます。)や損害保険の満期返戻金等
- (4) 法人から贈与された金品(業務に関して受けるもの、継続的に受けるものは除きます。)
- (5) 遺失物拾得者や埋蔵物発見者の受ける報労金等

詳細については、下記までお問い合わせください。

お住まいの区	お問い合わせ先
中央区	中央市税事務所 市民税課市・道民税担当 電話:011-211-3914
北区・東区	北部市税事務所 市民税課市・道民税担当 電話:011-207-3914
白石区・厚別区	東部市税事務所 市民税課市・道民税担当 電話:011-802-3914
豊平区・清田区・南区	南部市税事務所 市民税課市・道民税担当 電話:011-824-3914
西区・手稲区	西部市税事務所 市民税課市・道民税担当 電話:011-618-3914

Q 1 3 「月曜～土曜まで週 5 日勤務」というように、不規則なシフト等による勤務だった場合、月によって勤務日数が変動する。その場合、どのように計算すればよいか。

月ごとの計算において、「4（週）」を定数とし、週当たりの勤務日数から計算してください。
例) 「月曜～土曜まで週 5 日勤務」： $5 \times 4 =$ 月 20 日勤務

様式 1

令和 5 年 月 日

(あて先)札幌市長

申請者氏名 _____

令和5年度 札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業費補助金申請書・雇用証明書

札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、申請いたします。

申請者氏名	(フリガナ)		申請者 生年月日 (西暦)	年	月	日	
				歳			
申請者住所	(〒)			申請者電話番号(市外局番から記入)			
申請者 採用年月日 (西暦)	年	月	日	保育士登録番号又は 幼稚園教諭免許番号及び 資格等登録年月日	年	月	日
振込先 金融機関	金融 機関	名称		預金種目			
		店名		口座番号			
	本・支店名		店番号	※ゆうちょ銀行のみ			
	振込先 口座名義	(フリガナ)					
勤務 場所	施設名						
	所在地	(〒)					
雇用形態		その他を 選択した場合					
採用日以降、 労働時間が 一時金の 支給要件を 満たしている 期間		自(採用日)	～	至(2023年4月1日)			
	例	2020年4月1日	～	2023年3月31日			
	①		～				
	②		～				
	③		～				
	④		～				
	⑤		～				
	⑥		～				
	⑦		～				
	⑧		～				
⑨		～					
⑩		～					
		一時金の支給要件を満たしている期間(合計)					

【申請者勤務施設の確認・署名欄】

上記の記載内容に間違いございません。 氏名 _____

様式2

口座振替申出書

(あて先) 札幌市長

令和5年 月 日

住所	申請者印
氏名	

札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業費補助金については、下記口座へ振り込んでいただくようお願いいたします。

振込先金融機関		預金種目	口座番号
(金融機関名称)	(本・支店名)		
		1 普通	
		2 当座	
		3 別段	

振込先口座名義	
フリガナ	



札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業費補助金交付要綱

(令和元年 10 月 1 日子ども未来局長決裁)

一部改正 令和 2 年 6 月 30 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内の認可保育所等に保育士等として勤務する者に札幌市保育人材確保に向けた一時金（以下「給付金」という。）を給付することにより、保育士資格の新規取得者の確保、就業継続及び採用後一定期間における離職防止を図ることによって市内の保育所等に勤務する保育人材を確保することを目的とした「札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業」について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 保育所等 次のアからカまでに掲げる施設のうち札幌市内に所在するものをいう。ただし、市が設置する施設を除く。

ア 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所（法第 35 条第 4 項の規定により認可を受けたものに限る。）

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）

ウ 法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）

エ 法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）

オ 法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う事業所（法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けたものに限る。）

カ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する「幼稚園」のうち札幌市一時預かり事業の対象園として認定を受けている施設

(2) 保育士等 保育士、保育教諭又は幼稚園教諭をいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、第 1 条の目的を達成するため、次条以下の補助要件に該当し、かつ補助することが必要と認められる給付金支給対象保育士等に対し、予算の範囲内において、本要綱に定める給付金を交付するものとする。

(給付金支給対象保育士等と給付金の支給要件)

第4条 給付金支給対象保育士等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 雇用契約上、その労働時間が1日につき6時間以上、かつ、1月につき20日以上と定められていること。
- (2) 保育士資格又は幼稚園教諭免許を有する者で、札幌市保育人材確保に向けた一時金給付事業費補助金交付申請書を札幌市へ提出する時点で保育所等において保育士等として勤務していること。
- (3) 当該年度の4月1日を基準日として、基準日時点で現に勤務する保育所等における保育士等としての勤続年数が一時金の種類の区分に応じ、次のとおり定める要件を満たしていること。なお、この際の起算日は保育士等としての採用日とすること。また、同一法人内で勤務する保育所等が変更になった場合は、同一施設の勤続年数とみなすほか、産前産後休業や育児休業等を取得した場合については、復職後の雇用形態が、休業取得前より変更がない場合のみ、勤続年数に含めることができる。
 - ア 3年給付金 3年以上4年未満
 - イ 6年給付金 6年以上7年未満
 - ウ 9年給付金 9年以上10年未満

(給付金の種類と給付金額)

第5条 給付金の種類と就業年数に応じた給付金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 3年給付金 100,000円
- (2) 6年給付金 100,000円
- (3) 9年給付金 100,000円

(交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする給付金対象保育士等は、市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、給付金の種類に応じ、都度、市長が定める期限までに行わなければならない。ただし、当該期限までに申請を行わなかったことについて、災害その他特別な事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、交付することを決定したときは、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をするに当たり、これに必要な条件を付することができる。

(給付金交付)

第8条 市長は、前条により給付を決定したときは、給付金支給対象保育士等の申請に基づき、

交付するものとする。年度途中に開設した保育所等に勤務する給付対象保育士等への給付金の交付は、市長が別に定める。

(給付金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、給付金支給対象保育士等が、次の各号の一に該当するときは、給付金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 交付条件に違反したとき
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金の交付決定を受けたとき
- (3) 法令またはこれに基づく処分に違反したとき
- (4) その他市長が交付することを不相当と認めたとき

2 前項の規定は、第7条に定める交付金額の決定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行ったときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第10条 市長は、給付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに給付金が交付されているときは、給付金支給対象保育士等に対し、期限を定めて返還を命じなければならない。

(様式)

第11条 この要綱に定める事業の実施に必要な様式については、支援制度担当部長が別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、支援制度担当部長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年4月1日から適用する。